

令和3年度第4回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年7月12日(月)			
招集場所	日南町役場 議場 第3会議室 庁議室			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前10時10分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	6番	天崎直幸
	2番	浅田昭弥	7番	稲田洋子
	3番	加藤幸児	8番	吉川保
	4番	絹谷澄雄	9番	奥迫静子
出席推進委員	5番	内田章久	10番	梅林操
	日野上	梅林剛	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
欠席した委員	大宮	藤原恵司		
	番			
議事録署名委員	9番	奥迫静子	1番	岩田正
出席した職員	事務局長	松本道博	主幹	石倉嘉寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	農業経営改善計画の認定の報告について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
6. 協議事項	
協議第1号	農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入について
協議第2号	農地パトロールの実施について
協議第3号	農業者年金受給者の現況確認について
協議第4号	日南町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	松本事務局長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、令和3年度第4回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。今日の農業委員会、私は議場にいますが、皆さんは3部屋に分かれてタブレットを使用してのリモート会議といたしました。先月から貸し出されています、タブレットを使いこなす為の会議であります。</p> <p>先週は、中国地方に線状降水帯が停滞し特に鳥取県・島根県に大きな被害をもたらしましたが、幸い日南町には大きな被害はなかったようで安堵しました。</p> <p>そして1年延期となっていた東京オリンピック・パラリンピックがいよいよ来週に迫ってきましたが、前回の東京オリンピックは57年前の1964年、昭和39年でしたが、私は21歳の時だったと記憶しますが、このオリンピックを期に各家庭にテレビが普及してきました。</p> <p>今回のコロナの蔓延で紆余曲折ありましたが、とうとう1都1道4県が無観客で行う方向に決定しましたが、チケットを購入した方は非常に残念に思っていることと思います。</p> <p>実は東京オリンピック開会は今回が2回目ではなくて、幻の第1回東京オリンピックが決定していた事実があります。それは1940年（昭和15年）ですがこの農業委員会に参加している誰もが生まれていない年に開催予定でした。それは、1937年日中戦争が勃発し、この軍事衝突が国際世論の反発を受け、IOCより開催辞退を求められ辞退を余儀なくされることとなり幻の東京オリンピックとなった事実があります。それは81年前のことです。</p> <p>以上を申し上げ、令和3年度第4回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、9番、奥迫農業委員、1番、岩田農業委員を指名した。
報告第1号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告について事務局お願いします。
	主 幹	<p>報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告についてです。本日机の上に資料を配布しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。本日は1件の農業経営改善計画の認定について報告させていただきます。</p> <p>認定される方の氏名、株式会社□□□、こちらの認定にあたりましては毎回説明をさせていただいておりますが、町といたしまして6月21日に審査会を行い、一部資料の不足等の指摘をさせていただきこの度再度認定という形で認定したいと思っております。皆さんからご意見を頂きましたことについてしっかりと伝えていきたいと思っております。また本日の資料につきましては総会終了後回収いたしますので机の上に置いておいてくださ</p>

		<p>い。</p> <p>内容ですが、営農類型は水稲とそば。今後は稲作を中心に規模拡大やコストダウンによる増収を図り、そばは現状維持の予定と伺っております。経営規模については現在△△地域の約1/3程度の面積を耕作されています。△△地域での耕作が想定以上に増えていることから、労働力の確保が課題といわれております。機械化等で合理化を進めていきたいという考えです。目標面積については近年「そろそろ営農をやめたい」「農地を預けたい」という相談も多いことから高めの設定となっております。</p> <p>農作業受託については、△△地域以外の作業受託を減らしてきております。また、過疎高齢化により今後は作業受託から賃借契約に切り替わっていくと見込んでおられます。</p> <p>水稲の出荷はほぼ全量をJAに出荷されておられます。反収が低めなのは規模拡大が進み水管理や適期作業が十分にできていないのが理由と伺っております。また昨年はウンカによる被害も見られたそうです。できるだけ管理は地元の方にやってもらっているそうですが、適期作業に向けて対策として機械化も進めしっかりと管理していきたいと思っております。</p> <p>経営の合理化についてですが、専門家による分析や経営改善、アグリノートを活用した区画ごとの分析に取組みたいとのこと。農業従事者の態様の改善については新規雇用を増やし若手職員の育成をしたいと伺っております。機械の取得計画として、令和4年度にトラクターの購入を計画されておられるそうです。将来的にはドローン機械の導入を検討されておられるそうです。</p> <p>町としましては「普及所等の助言も受けて適期作業に取り組むこと」「反収の向上に努めること」といった意見を付けて認定したいと考えているものです。以上よろしく願いいたします。</p>
	議 長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。次の議事に移ります。</p>
議案第1号	議 長	<p>議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局をお願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第1号 農地法第2条第1項の規定による非農地証明の申請が4件ありますので審議をお願いいたします。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が△△×××番地の畑が1筆、面積が148㎡、所有者が△△△の〇〇〇さん、非農地の理由としまして、20年以上耕作しておらず原野化しており、今後も耕作の予定はないとのこと。資料を剥ぐっていただきましたところに申請1として、中間図、字切図、現地写真を添付しております。写真を見ていただきますと、△△×××②、③、④のところに当日立会しました奥迫委員、田邊推進委員が写っていますがちょうど歩いておられる斜面のところ、木の切り株のところではなく、歩いておられるところがこの度申請のあった畑の場所となります。</p> <p>申請番号2、農地の所在地が△△×××、×××番地の畑が2筆、面積合</p>

	<p>計が 1004 m²、所有者が△△の〇〇〇さん、非農地の理由としまして、20 年以上耕作しておらず原野化しており、今後も耕作の予定はないとのことです。資料を剥ぐっていただきましたところに申請 2 として、中間図、字切図、現地写真、ドローンによる空中写真も地元からいただいておりますので資料として添付させていただきました。こちらの農地の場所が個人宅に近いところにありますので、原野化した後でも草刈り等の配慮はするようをお願いをさせていただいております。</p> <p>申請番号 3、農地の所在地が△△×××番地の他合計で 9 筆、面積合計が 1040 m²、所有者が△△の〇〇〇さん、非農地の理由としまして、20 年以上耕作しておらず原野化しており、今後も耕作の予定はないとのことです。資料を剥ぐっていただきましたところに申請 3 として、中間図、字切図、現地写真、ドローンによる空中写真も地元からいただいておりますので、資料として添付させていただきました。</p> <p>申請番号 4、農地の所在地が△△×××番地の田が 1 筆、面積が 1361 m²、所有者が△△市〇〇〇さん、非農地の理由としまして、20 年以上耕作しておらず原野化しており、今後も耕作の予定はないとのことです。申請 4 として、中間図、字切図、現地写真を添付しております。こちらの申請地の下流に沈砂池があるということで、一部そこに向けた草刈りをされているようですが、現地として耕作等はされておられないそうです。以上 4 件、13 筆、3553 m²の申請となりますのでご協議いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議 長	<p>議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>すみません。地元委員さんからの補足説明を頂いておりませんでした。最初に申請番号 1 について地元推進委員の補足説明がありましたらお願いします。</p>
田邊推進委員	<p>推進委員の田邊です。写真では少しわかりにくいかもしれませんが、斜面となっているような場所ですので、農地としては適さないと判断しております。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、申請番号 2、3 について地元推進委員の補足説明がありましたらお願いします。</p>
糸田川推進委員	<p>推進委員の糸田川です。申請 2 から説明させていただきます。6 月 25 日に絹谷農業委員、事務局と一緒に現地確認を致しました。非農地としても周辺に影響はないと判断しております。よろしくお願ひします。</p> <p>申請 3 ですがこちらもドローンによる撮影を行いました。こちらも非農地としても周辺の農地に影響はないと判断しております。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、申請番号 4 について地元推進委員の補足説明がありましたらお願いします。</p>
梅林推進委員	<p>推進委員の梅林です。6 月 28 日に現地確認を致しましたが、20 年以上耕作されておられないという現状です。よろしくお願ひいたします。</p>

	議 長	議案第 1 号について 4 件の補足説明がありました。皆さんからのご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。採決の際にはご自身の顔の前に手を上げていただきたいと思います。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 幹	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。本日は 2 件の申請があります。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 435 m²、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、売買ということで伺っております。申請地の場所等ははぐっていただきましたところに申請 1 として中間図、字切図、現地写真を添付しております。1 筆◇◇万円での売買ということで伺っております。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他合計で 3 筆、面積合計が 366 m²、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、贈与ということで伺っております。申請地の場所等剥ぐっていただきましたところに申請 2 として中間図、字切図、現地写真を添付しております。こちらの農地につきましては、隣接する農地を令和元年 12 月総会で同じく〇〇〇さんから〇〇〇さんへの贈与を行っており、その際贈与したつもりでしたがよくよく見たらこの筆が残っていたということで、この度申請があったものになります。以上 2 件になりますよろしくお願いします。</p>
	議 長	議案第 2 号について説明が終わりました。地元委員さんの補足説明がありましたらお願いします。
	田邊推進委員	推進委員の田邊です。議案 1 号で非農地証明の申請があった土地の隣の土地となります。写真下側の土地は〇〇〇さんの土地でして、その続きの農地になります。また、間伐しているところも〇〇〇さんが管理しており、今回一括して管理されるということです。審議よろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして申請番号 2 の補足説明がありましたら、お願いします。
	丸山推進委員	推進委員の丸山です。6 月 30 日に内田農業委員、事務局とで現地確認に行きました。この農地は現在管理をされている〇〇〇さんの農地に隣接しており、今後も適切に管理されると思います。以上です。
	議 長	ありがとうございました。議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。3 番、加藤農業委員。
	加藤農業委員	3 番、加藤です。申請番号 1 番について、売買の単価を教えてください。それと、取得下限面積の現況を確認させてください。
	主 幹	失礼します。売買の価格ですが、1 筆で、◇◇万円ということで伺っております。下限面積ですが、〇〇〇さんの経営面積ですが、アールで記載しております。下限面積の 50 アール以上あるということですので問題ないの

		かなと思います。以上です。
	議 長	加藤農業委員、よろしいですか。
	加藤農業委員	はい。ありがとうございました。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようすので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主 幹	<p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。本日は相対の契約が 1 件ありますので、ご協議いただきたいと思ひます。資料を剥ぐっていただきましたところに総括表をつけておりますので、ご確認いただきたいと思ひます。</p> <p>申請番号 1、土地の所在地が△△の×××番地の田、×××番地の畑、併せて 2 筆、面積合計が 1809 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、そばの作付で使用貸借、令和 3 年 7 月 12 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 年 5 ヶ月ということになっております。耕作者の経営状況等につきましては、次頁に資料を付けておりますので、ご確認いただけたらと思ひます。実際の耕作等の作業につきましては△△市におられる息子さんが中心で行うということは何ってあります。以上です。</p>
	議 長	議案第 3 号についてご質問、ご意見がございませうか。すいません、30 番のタブレットを持っておられる方、顔が映ってありません。稲田委員さんですか。はい映りました。
	議 長	議案第 3 号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようすので議案第 3 号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
協議第 1 号	議 長	協議事項に移ります。協議第 1 号 農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入について事務局お願いします。
	主 幹	協議第 1 号 農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入についてご相談したいと思ひます。毎年 A 型 2 口ずつ加入させていただいております。今年度も引き続き同じ A 型を 2 口ずつ加入させていただきたいと思っております。保険料につきましては、来月の報酬から引き去りという形でさせていただけたらと思ひます。制度の内容等について昨年と大きな変更はないと県の農業会議からも何ってありますので、内容等につきましてはお読み取りいただけたらと思ひます。以上です。よろしくお願ひいたします。
	議 長	協議第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございませうか。無いようすので、公務災害補償制度について加入することといたし

		ます。次に移ります。
協議第2号	議長	協議第2号 農地パトロールの実施について事務局お願いします。
	主幹	協議第2号 農地パトロールの実施についてです。調査の進め方につきましては例年行っておりますとおり、調査地区ごとに農業委員・推進委員と事務局と一緒に各農地を回りながらチェックをしていきたいと思うものです。例年お盆明けの週から半日ずつ程度させていただいておりますので、本日の総会終了後に地区ごとに日程を調整していただいて、事務局に教えていただきたいと思います。きちんとした日程につきましては次回総会でお知らせしたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。
	議長	今年も農地パトロールの時期が参りましたので、みなさんよろしくお願ひしたいと思います。次に移ります。
協議第3号	議長	協議第3号 農業者年金受給者の現況確認について事務局お願いします。
	主幹	協議第3号 農業者年金受給者の現況確認についてです。本日机の上にA4サイズ横書きの資料を配布しております。各地域の農業者年金のうち経営移譲年金を受給しておられる方のリストになります。ただし、△△地域は対象の方がおられませんので、資料の配布はありませんのでご承知おきいただけたらと思います。この経営移譲年金を受給しておられる方について皆さん、現在耕作等はされていないというふうに思っておりますが、昨年と変更があるような方がおられましたら、年金受給を止めさせていただくこともあります。わかる範囲で構いませんので、事務局まで教えていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。
	議長	協議第3号について説明が終わりました。皆さん現況確認よろしくお願ひします。次に移ります。
協議第4号	松本事務局長	<p>協議第4号 日南町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてです。先月の総会でも若干お話をさせていただきましたが、最適化とは農地の集積・集約・耕作放棄地の発生防止・遊休農地の解消、新規参入の促進ということで、この3つに従って目標を設定しております。</p> <p>まず、1頁の基本的な考え方について、日南町の最近の農業の状況等を書かせていただいております。最後のところに地域で各団体、担い手がお互いに補完、連携しながら農業経営をしていくことは重要であり、人・農地プランを通じて担い手の連携推進が必要であるということも書かせていただいております。10年後の日南町農業の将来ビジョン等にも記されております事項も盛り込んでいます。この指針の目標数値ですが、日南町農業経営基盤の強化に関する基本的な構想、令和3年2月5日改正に基づき令和10年を最終目標としておりますが、3年後ごとに検証・見直しを行うとしておりますので、3年後の目標、10年後の最終目標として各分野での目標を設定しております。</p> <p>具体的には2頁をご覧いただきたいと思います。第2の具体的な目標と</p>

	<p>推進方法、遊休農地の解消については毎年解消を図っていくということです。2番目の遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法については、農地パトロールの実施、利用状況調査と利用意向調査の結果に基づき調整を行い、速やかに農地ナビシステムに反映していきたいと思っております。非農地判断につきましてですが、引き続き非農地通知を進めていきたいと思っております。今年は山上地区を対象に進めていきたいと考えております。</p> <p>3頁の担い手への農地利用集積について目標を最終年55.9%としておりますが、新しい法人や担い手がないと難しい面はありますが、できるだけ目標に近づけていきたいと思っております。人・農地プランの作成と見直しに積極的に取組み実質化されたプランを目指すこととしております。</p> <p>4頁の情報の収集ですが、担い手を定期的に個別訪問し、規模拡大の機構等を把握するとともに農地を斡旋できるよう、農地所有者の意向を適宜把握していただきたいと考えております。</p> <p>新規参入の促進についてですが、3年後の目標としまして個人の方が1人、法人が2法人設立できたらと思っております。新規就農者の育成、確保、組織経営体の育成等の課題を解決するために農業委員会として集落営農や法人の設立を支援し、農地の集積を図る必要があると考えております。また、組織経営体においては水稻を作付けすることで地域の農地を守るとともに、高収益作物の栽培等複合経営を行うことで収益を確保することが必要と考えます。担い手だけでは水路等の管理については難しい面もあり、小規模農家も大切な役割を担っており、今後も支援を行う。農業委員会のフォローアップ活動としまして、新規参入者、法人設立後も継続的な支援とサポートを行い、将来の認定農業者として育てていくことも記述しております。以上です。</p>
議 長	<p>協議第4号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。ありませんか。無いようですので、私の方から一つ質問をさせていただきます。最後の6頁の指針の経過のところがございますが、平成29年に制定されて令和3年に改正となっておりますが、この期間についても改正があったと思いますが、それはなかったのでしょうか。</p>
松本事務局長	<p>指針の経過ですけれども最初の指針が平成29年3月10日に制定しました。3年ごとに見直しとなっておりますが、若干期間が遅れました。今回見直しを行うというところでございます。</p>
議 長	<p>この資料を見ますと、この委員の中にも前回の協議に加わっていない委員もおられますので、今回新たに加えたところ、変更になったところがあると思いますので、そういうところにアンダーラインを引いたり、こういう部分に変更になったというところの説明をしていただいた方が良くわかるんじゃないかと思っております。</p>

	松本事務局長	先月 6 月の総会の時に前回の指針について配布しておりますので、そちらを見ていただけたらと思います。 前回の指針は 2 頁のボリュームでしたが、今回の指針は 5 頁で、ほぼ全面改訂したところですので、新しくなったとご理解ください。
	議長	はい。わかりました。その他、皆さんからありますでしょうか。 無いようですので、協議事項を終わります。その他に移ります。
その他	松本事務局長	次回総会は、令和 3 年 8 月 1 0 日（火）午前 9 時 0 0 分から開会予定です。よろしくをお願いします。 また、本日の総会終了後、農政部会を開催しますので、委員の皆さんは議場にお集まりください。
閉会	議長	今月の総会はタブレットを使用したの総会でしたので、聞き苦しいところ、見苦しいところなどあったかもしれませんが、こういう会議も今後あるかと思っています。 以上を持ちまして、令和 3 年度第 4 回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和 3 年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員